

滋賀県バスケットボール協会 U15 部会 規約

平成 31 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、滋賀県バスケットボール協会 U15 部会（以下「本会」という）と称する。

第 2 条 本会は、事務局を「本会の指定する所」に置く。

第 2 章 目的

第 3 条 本会は、滋賀県の中学生年代におけるバスケットボール競技の健全な育成と普及に寄与するとともに、加盟するチーム相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 章 事業

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 滋賀県バスケットボール協会が主催する大会の運営
- (2) 滋賀県 U15 リーグ戦の開催の推進および運営
- (3) マンツーマンディフェンスの推進
- (4) その他、本会の目的達成のための事業

第 4 章 組織

第 5 条 本会は、日本バスケットボール協会（以下「日本協会」という）に滋賀県バスケットボール協会を（以下「県協会」という）通じて加盟した U15 チームで、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

第 6 条 本会に加盟するときは、必要書類を提出の上、運営委員会の承認を受けなければならない。

第 5 章 役員

第 7 条 本会には、次の役員を置く。

部会長 1 名 副部会長 若干名 運営委員 若干名

第 8 条 部会長は、県協会が推薦する。

副部会長は、総会において任命する。

部会長は本会を代表し会務を統括し、県協会の理事として県協会との調整を図る。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代行する。

第 9 条 運営委員は、総会において任命し、部会長が委嘱する。

運営委員は運営委員会を構成する。

第 10 条 会計監査委員を 1 名おき、本会の会計および業務執行の状況を監査する。

第 11 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じたときはその補充をする。補充された役員任期は残任期間とする。

第 6 章 会議

第 12 条 総会は登録チーム責任者と本会役員をもって構成する。

第 13 条 総会は部会長が招集し、部会長はその議長となる。

第 14 条 総会は、年 1 回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第 15 条 総会の成立は議長委任の意思を申し出たチームを含む過半数の出席を必要とする。

第16条 次の事項は、総会において決定または承認する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算
- (3) 役員の任命
- (4) 規約の改訂
- (5) その他の重要事項

すべての事項は、総会出席者の過半数をもって議決する。

第17条 運営委員会は部会長が招集し、本会の運営に携わるすべての事項について協議する。

第7章 登録

第18条 日本協会・県協会・本会に登録していないチームおよび選手は、本会の主催する事業に参加することができない。

第19条 登録は、チームおよび個人の登録をするものとする。選手は、複数チームへの二重登録は認めない。

第20条 第19条の規定に違反した加盟チームおよび個人は、運営委員会で審議し、指導および本会主催の事業への参加の停止等の処罰をすることがある。

第8章 賞罰

【表彰】

第21条 U15年代のバスケットボール競技の健全なる普及発展に顕著な業績をあげ、他の者の模範となる者を県協会の表彰に推薦する。

【罰則】

第22条 U15年代のバスケットボール競技の健全な育成と本会の秩序を守るため、指導者（監督、コーチ、マネージャー等）およびすべてのチーム関係者に次の行為があったと認められたとき、罰則を与えることができる。

- 1 選手に対する暴力行為（言葉を含む）があったとき
- 2 その他、選手の育成に対し、明らかに不適當な行為があったとき
- 3 本会の秩序を乱す行為に及んだとき
- 4 提出書類について、重大な誤りを犯したとき

第23条 罰則の内容については、運営委員会で審議し決定する。

第9章 会計

第24条 本会の経費は、D-fund・参加料・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

付 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第19条において、日本バスケットボール協会からの暫定措置の通達として、令和2年度まではBユースチームとの二重登録を認める。